

日本顕微鏡歯科学会認定医制度規則

【第1章 総則】

第1条 本制度は顕微鏡歯科学の専門的知識及び臨床技能・経験を有する歯科医師により、顕微鏡歯科医療の高度な水準の維持と向上を図り、国民の保健福祉に貢献することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために日本顕微鏡歯科学会（以下「学会」という）は、日本顕微鏡歯科学会認定医（以下「認定医」という）の制度を設け、認定医制度の実施に必要な事業を行う。

【第2章 認定医申請者の資格】

第3条 認定医の資格を申請できる者は、次の各号のすべてを満たすことを必要とする。

1. 日本国歯科医師の免許を有すること。
2. 認定医申請時において本学会会員であること。
3. 第5条の認定医の各号に掲げる条件を満たすこと。

【第3章 認定医の基本的条件】

第4条 認定医は、顕微鏡歯科学領域における診断、予防及び治療のための高い医療技能を修得するとともに、他診療科歯科医師または医師からの要請に応じて適切な指示を与えることのできる能力を有すること。

第5条 認定医は、次の各号をすべて満たす者でなければならない。

1. 学会学術大会に出席すること。
2. 顕微鏡歯科学に関連する領域の診断、予防及び治療を行うこと。
3. 細目については別に定める。

第6条 その他、学会が特別に認めた者。

【第4章 認定医の資格申請】

第7条 認定医の資格の適否を審査するために認定審議委員会を設ける。

第8条 認定医申請者は、別に定める申請書類に認定申請料を添えて学会に提出しなければならない。

【第5章 認定審議委員会】

第9条 認定審議委員会は、10名程度の委員で構成される。

1. 委員は、会長が会員から推薦し、理事会の承認をうる。
2. 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
3. 委員長および副委員長各1名をおき、会長が指名する。

第10条 認定審議委員会は、委員の1/3以上の出席をもって成立する。

1. 認定医の資格の適否は、委員長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。その結果を理事会に報告する。
2. 認定審議委員会は、必要に応じて開催される。

【第6章 審査方法】

- 第11条 認定医の認定は、認定審議委員会において資格審査及び書類審査をもとに総合的に判定し、その報告をもとに理事会で認定する。
- 第12条 認定医の認定に際しては書類審査を行う。
1. 認定審議委員会はその結果に基づき認定医資格の判定を行う。
 2. 理事会はこれを認定する。
- 第13条 認定を受けた者は、登録料を添えて登録申請を行う。
- 第14条 学会は前項を確認し、申請に基づき登録を行う。
1. 学会は認定証を交付するとともに学会誌及び学会総会において報告する。
- 第15条 認定証は、登録料を納入し登録申請書を提出した後、交付される。

【第7章 認定医登録】

- 第16条 認定審議委員会の審査に合格した認定医申請書は、登録料を納入しなければならない。
- 第17条 学会は前項を確認し、認定証を交付するとともに日本顕微鏡歯科学会誌および学会総会において報告する。

【第8章 資格の更新】

- 第18条 認定医は、学会で特別に認められた者を除き、5年ごとに資格の更新を行わなければならない。
- 第19条 認定医の資格の更新に当たっては、認定期間5年の間に別に定める条項を満たさなければならない。
- 第20条 更新時において満63歳以上で、必要な要件を満たしている場合は、認定医更新申請書（様式8）を提出し、終身認定医となることができる。ただし、満63歳以上でも認定医申請が初回の場合は、通常の資格申請手続きが必要である。

【第9章 資格の喪失】

- 第21条 認定医は、次の各号の一つに該当する時、認定審議委員会の議を経て、その資格を失う。
1. 本人が資格の辞退を申し出たとき。
 2. 日本国歯科医師の免許を喪失したとき。
 3. 学会会員の資格を喪失したとき。
 4. 認定医の資格更新の手続きを行わなかったとき。
 5. 認定審議委員会が認定医として不相当と認めたとき。
- 第22条 認定医の資格を喪失した場合であっても、喪失の理由が消滅したときは、再び認定医の資格を申請することができるものとする。

【第10章 補則】

- 第23条 認定審議委員会の決定に関し異議のある者は、会長に申し立てることができる。

【附 則】

この規則は、平成21年6月30日から施行する。

改訂：平成24年7月18日

第9条 認定審議委員会は、10名以内の委員で構成される。

改訂 認定審議委員会は、10名程度の委員で構成される。

第10条 認定審議委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

改訂 認定審議委員会は、委員の1/3以上の出席をもって成立する。

改訂：平成30年12月30日

- 1) 2019年法人化に伴い、認定資格申請料、登録料、更新料が課税対象になったため、(消費税別) 追記した
- 2) 「認定医審議委員会」を「認定審議委員会」に変更した

日本顕微鏡歯科学会認定医制度施行

平成 21 年 6 月 30 日制定

平成 30 年 11 月 11 日改訂

第 1 条 日本顕微鏡歯科学会認定医制度規則（以下「規則」という）について定めた事項については、この規則に基づき運営する。

第 2 条 規則第 5 条の規定に基づく認定医申請の基本的条件は以下のとおりとする。

1. 原則として、申請時に 3 年以上の会員歴を有すること。
2. 認定医・認定指導医 2 名の推薦状（顕微鏡を使用して歯科治療を行っていることの証明）を必要とする。
3. 申請時に動画媒体に記録された臨床症例一例を提出する。その症例についての質問に答える。HP に参考例を提示する。
4. ペーパー試験を課す。

第 3 条 規則第 6 条の学会が特別に認めた認定医とは、本学会に特に貢献している会員で理事会が認めた者とする。

第 4 条 規則第 3 条を満たし認定医の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に認定申請料を添えて認定審議委員会に提出しなければならない。（各様式は HP で配信）

1. 認定医申請書（様式 1）
2. 履歴書（様式 2）
3. 歯科医師免許証の写し
4. 認定医・認定指導医推薦状（様式 3）
5. 症例動画（CD-R あるいは DVD）
6. 臨床画像の使用に関する同意書（様式 4）

第 5 条 規則第 8 条、第 13 条、細則第 9 条に定める手数料は次の各号に定める。

1. 認定申請料…………… 2 万円（消費税別）
2. 登録料…………… 1 万円（消費税別）
3. 更新手数料…………… 2 万円（消費税別）

第 6 条 前条に定める即納の認定申請料、登録料、更新手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

第 7 条 認定医審査に合格した認定医の症例は、原則として「日本顕微鏡歯科学会電子ジャーナル」に症例報告を投稿しなければならない。（指示は別に定める）

第 8 条 認定医の資格の更新に当たっては、更新前 5 年間で次の条件を満たすものとする。

1. 学会学術大会等への出席（出席を証明する参加証などのコピーを添付）

日本顕微鏡歯科学会学術大会	4 単位
シーズズセミナー（旧症例検討会）	2 単位
サテライトセミナー	2 単位
会員向セミナー	2 単位

関連学会学術大会	1 単位
----------	------

但し、長期海外滞在者については、国際学術集会への出席を単位として認めることができる。申請時において過去5年以内の学術大会への出席単位が含まれていること。学術大会などへの出席は、参加証または修了証をもって証明する。

2. 顕微鏡歯科医学に関連する領域の発表

1) 論文発表

(1) 「日本顕微鏡歯科学会誌」	筆頭著者	6 単位
(2) 「日本顕微鏡歯科学会誌」	筆頭著者以外の共著者	3 単位
(3) 関連学会誌	筆頭著者	4 単位
(4) 関連学会誌	筆頭著者以外の共著者	2 単位

2) 学会発表

(1) 日本顕微鏡歯科学会学術大会	筆頭演者	6 単位
(2) 日本顕微鏡歯科学会学術大会	共同演者	3 単位
(3) シーズンズセミナー（旧症例検討会）	筆頭演者	3 単位
(4) サテライトセミナー	演者（講師）	6 単位
(5) 関連学会学術大会	演者	3 単位
(6) 関連学会学術大会	共同演者	1 単位
(7) 認定審議委員会が認める講演会等	演者（講師）	4 単位

なお、「顕微鏡歯科医学に関連する領域の発表」とは、認定審議委員会が認める学術集会（国際学会を含む）または刊行物（国際誌を含む）における顕微鏡歯科医学に関連する論文発表、学会発表をいう。また、認定審議委員会が認める学術集会は、原則として日本歯科医学会専門分科会をいう。また、認定審議委員会が認める刊行物は、原則として同上の学会誌をいうが、一部の歯科関連雑誌を認めることがある。なお、国際学会及び国際学会誌については、認定審議委員会が決定するものとする。

3. 更新に要する認定単位は5年間で12単位以上とする。

第9条 認定医の資格を更新しようとする者は、認定医更新申請書（様式5、6）に更新手数料を添えて学会に提出しなければならない。認定医更新の申請は、認定医失効期日の1年前から6カ月前までに行わなければならない。

第10条 規則第18条の認定医の更新を必要としない者は、規則第6条で学会が特別に認めた認定医のほか、理事会が認めた者とする。

第11条 この制度の実施、運営に当たり、財務は、学会会計から分離した特別会計によって処理する。

第12条 この細則の改正については、認定審議委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

【附 則】

この細則は、平成 21 年 6 月 30 日から施行する。

改訂：平成 28 年 8 月 4 日

第 8 条 出席及び発表セミナー等名称及び単位数、並びに説明文言改訂

改訂：平成 30 年 11 月 11 日

第 4 条：郵送書類の中、推薦状の項

「4・評議員・理事推薦状(様式7)」を「4・認定医・認定指導医推薦状(様式7)」に変更

改訂：平成 30 年 12 月 30 日

- 1) 2019 年法人化に伴い、認定資格申請料、登録料、更新料が課税対象になったため、(消費税別) 追記した
- 2) 「認定医審議委員会」を「認定審議委員会」に変更した